

**【表紙】****【提出書類】**

訂正発行登録書

**【提出先】**

関東財務局長

**【提出日】**

2018年6月26日

**【発行者名】**

日本プロロジスリート投資法人

**【代表者の役職氏名】**

執行役員 坂下 雅弘

**【本店の所在の場所】**

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

東京ビルディング

**【事務連絡者氏名】**

プロロジス・リート・マネジメント株式会社

取締役財務企画部長 戸田 淳

**【電話番号】**

03-6867-8585

**【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】**

日本プロロジスリート投資法人

**【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】**

投資法人債券（短期投資法人債を除く。）

**【発行登録書の提出日】**

2018年6月26日

**【発行登録書の効力発生日】**

2018年7月4日

**【発行登録書の有効期限】**

2020年7月3日

**【発行登録番号】**

30-投法人1

**【発行予定額又は発行残高の上限】**

発行予定額 100,000百万円

**【発行可能額】**

100,000百万円

(100,000百万円)

(注) 発行可能額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。

**【効力停止期間】**

該当事項はありません。

**【提出理由】**

2018年6月26日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するために、本訂正発行登録書を提出します。

**【縦覧に供する場所】**

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 【訂正内容】

### 第一部【証券情報】

#### 第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

(訂正前)

##### (1)【銘柄】

未定

(中略)

##### (3)【引受け等の概要】

未定

(中略)

##### (7)【手取金の使途】

特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、修繕等の支払資金、運転資金等に充当します。

(後略)

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金（未定）億円を振替投資法人債の総額（各投資法人債の金額：金1億円）（発行価格：各投資法人債の金額100円につき金100円）とする日本プロロジスリート投資法人第（未定）回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「本投資法人債」といいます。）（別称：日本プロロジスリート・グリーンボンド）を以下の概要にて募集する予定です。

##### (1)【銘柄】

日本プロロジスリート投資法人第（未定）回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）

(中略)

##### (3)【引受け等の概要】

日本プロロジスリート投資法人第（未定）回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(注) 上記のとおり、元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を予定していますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定です。

(中略)

#### (7) 【手取金の使途】

特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、修繕等の支払資金、運転資金等に充当します。

本投資法人は、グリーンボンド・フレームワーク（下記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 グリーンボンドとしての適格性について」にて記載します。）に基づき、本投資法人債の手取金については、全額を適格クライテリア（下記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 適格クライテリアについて」にて記載します。以下同じです。）を満たす特定資産（既存及び新規の特定資産を指します。以下「適格グリーンプロジェクト」といいます。）に係る取得資金、改修工事資金及び借入金の返済資金に充当する予定です。

なお、本投資法人債の調達資金が適格グリーンプロジェクトに充当されるまでの間、調達資金は現金又は現金等価物に一時的に投資されます。

（後略）

「第一部 証券情報 第3 投資法人債券（短期投資法人債を除く。）」の次に以下の内容を追加します。

### 第4 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 1 グリーンボンドとしての適格性について

本投資法人を含むプロロジス・グループの法人（Prologis Inc.、Prologis, L.P.、その共同出資会社及びその他の関連会社をいいます。）は、グリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（注1）（GBP）2017」に即したグリーンボンド・フレームワークを制定し、第三者評価機関であるサステイナリティクス（Sustainalytics）（オランダ）よりセカンドパーティ・オピニオン（注2）を取得しています。

適格クライテリアを満たすプロジェクトは、グリーンボンド原則のうち、明確な環境改善効果を有するプロジェクトである、グリーンビルディング、再生可能エネルギー及び省エネルギーのカテゴリーと合致するものであり、適格クライテリアを満たすプロジェクトに本投資法人債による調達資金を充当することは、2015年9月に国際連合が制定した「持続可能な開発目標」（SDGs）の貢献に資するものです。

#### 2 適格クライテリア について

適格クライテリアとは、以下の要件のいずれかを満たすプロジェクトに係る資金に充当することをいいます。

##### (1) グリーンビルディング

調達資金の使途：以下の要件のいずれかを満たす資産に係る新規又は既存の投資又は支出。

- i) 以下の分類において少なくとも一つの認証を取得した新規、既存又は改修建築物。
  - a. LEED（アメリカ）（注3）：Platinum、Gold又はSilver
  - b. DGNB（ドイツ）（注4）：Platinum、Gold又はSilver
  - c. BREEAM（イギリス）（注5）：Outstanding、Excellent、Very Good又はGood
  - d. HQE（フランス）（注6）：Exceptional、Excellent、Very Good（Very Performant）又はGood（Performant）
  - e. CASBEE（日本）（注7）：S、A又はB+
  - f. DBJ Green Building 認証（日本）（注8）：5 又は 4
  - g. BELS（日本）（注9）：5 又は 4
- ii) 建築物、建築物サブシステム及び土地を対象とした、エネルギー効率、水の消費性能又はその他環境面で有益な改善を目的とした物件の改修。例えば、LED等省エネルギー型照明、クールルーフ等サステナビリティに配慮した建築素材、スマートメーター、電力及び再生可能エネルギーによる充電ステーション及び蓄電池、節水園芸／乾燥耐性のある造園、廃棄物転換、節水・省エネルギー技術及び素材ならびに各種サステナビリティ格付システムによって認められる改善への投資を含むが、これらに限らない。

(2) 再生可能エネルギー

調達資金の用途: 再生可能エネルギー発電ユニットの取得、開発、建設及び/又は設置に対する、新規又は既存の投資・支出。再生可能エネルギー及びエネルギー備蓄設備プロジェクトには、例えば以下のものを含むが、これらに限らない。

i) 太陽光パネルの設置。発行体又はその関連会社が所有及び/又は管理する資産の屋上に設置されるものを含む

ii) 風力関連の発電プロジェクト

(3) 省エネルギー

i) エネルギー備蓄システム

(注1) 「グリーンボンド原則」(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。以下同じです。

(注2) 「セカンドパーティ・オピニオン」とは、グリーンボンドがグリーンボンド原則に沿った債券であるかについて、ESG(環境、社会、ガバナンス)評価会社であるサステナリティクスによる独立した意見をいいます。なお、セカンドパーティ・オピニオンはサステナリティクスホームページ(<http://www.sustainalytics.com/green-social-bond-services/#BondProjects>)に掲載されています。

(注3) 「LEED」(Leadership in Energy and Environmental Design)とは、住居用・商業用建築物を対象とした米国の認証システムをいいます。

(注4) 「DGNB」(ドイツグリーンビルディング認証)とは、2007年に非営利団体 German Sustainable Building Councilがドイツ運輸建築都市問題省とともに開発したもので、サステナブルビルディングの積極的な奨励を目的としています。

(注5) 「BREEAM」(Building Research Establishment Environmental Assessment Method)とは、イギリスの Building Research Establishment (BRE) が1990年に初めて発表したもので、新規、改装、増築の建築物に使用されます。

(注6) 「HQE」(Haute Qualité Environnementale 高品質環境基準)とは、フランスのグリーンビルディング基準で、1992年のアースサミットで初めて定められた持続可能な開発の原則に基づいています。Haute Qualité Environnementaleは2005年に始まったもので、HQEが審査にあたりCerway/ Certivea/ Cerqualが認証を発行します。

(注7) 「CASBEE」(Comprehensive Assessment System for Built Environmental Efficiency /建築環境総合性能評価システム)とは、建築物の環境性能を評価し格付けする手法で、省エネや省資源、リサイクル性能など環境負荷低減の側面に加え、景観への配慮なども含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。

(注8) 「DBJ Green Building 認証」とは、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)が独自に開発した総合スコアリングモデルを利用し、環境・社会への配慮がなされた不動産(Green Building)を対象に、5段階の評価ランク(1つ星~5つ星)に基づく認証をDBJが行うものです。

(注9) 「BELS」(Building-Housing Energy-efficiency Labeling System/建築物省エネルギー性能表示制度)とは、国土交通省が評価基準を定めた公的な評価制度で、建築物の一次エネルギー消費量に基づき、省エネルギー性能を5段階の評価ランク(1つ星~5つ星)で評価する制度です。